

広 報

かわち

人口と世帯

人口 12,032 (-5)

男 5,715 (-4)

女 6,317 (-1)

世帯 2,595 (+3)

(1月1日現在)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和53年1月20日

No. 113

春 頌



今年は河内村も合併20周年を迎えました。
“午年”にあやかり河内村もみなさんも大きく飛躍しよう。

水田総合利用の確立と

対話の政治による住民の福祉を



村長

杉山 貢

みなさん明けておめで
ようございます。

旧年中は公私にわたりご指
導ご鞭撻をいただき、厚くお
礼申し上げます。

お蔭をもちまして、複雑多
様化の極めて困難なる社会状
勢の中にありながらも、みな
さまの堅明なるご理解とご協
力により、幾多の困難を乗り
越えて、村民福祉の向上に取
りくむことができましたこと
をうれしく存じます。

さて、本年は河内村合併二
十周年を記念すべき年であり
ます。二十年の歳月を経て今
日の隆盛を見ましたことは、
先人諸賢のたゆまずな努力と
門外からの厚いご支援ご協力
のたまものと、ここに謹しん
で感謝の意を表したいと存じ
ます。

ご承知のとおり、本年は当
村のもっとも関心事である成

田空港の開港が三月三十日と
決定し、飛行コース下にあた
る本村に及ぼす影響が心配さ
れていますが、その対策につ
いては今後と鋭意努力を惜ま
ぬ決意であります。

また、米の生産調整に伴う
水田利用再編対策についても
長期的視点に立つて、水田の
総合利用を確立し、需要の動
向に即した自給力の向上を図
ってまいりたい所存でありま
す。

すでに昭和も半世紀を過ぎ
これからは高度成長をのぞめ
ない時代に入ったのだといわ
れております。町村財政もか
つてない厳しい事態に直面し
ており、しかも住民の行政に
対する要請はますます多様化
しております。これに応える
ためには思いきった発想の転
換をしなければなりません。
そして、こころ、こころ、こころ

を落ちつけて、目先にとらわ
れることなく、心と物の調和
した真に豊かな生活を実現す
るため、住民の立場による対
話の政治を基本に、一步一歩
住民の福祉の向上に寄与でき
るよう、私もがんばりますの
で、格別のご鞭撻を賜ります
ようお願いいたしますととも
に、ご家族ご一同様のますま
すご健勝とご発展をご祈念申
上げまして、年頭のご挨拶
といたします。

新年賀

村長 杉山 貢
副委員長 岡野 四郎
委員 橋本 新平
〃 大原 正
〃 野高 貴雄
〃 篠崎 七郎
〃 福智 栄
〃 小更 実

収入役 雑賀 荘一
総務課長 田中 功
建設課長 江口 潔
税務課長 野口 伊
住民課長 松山登喜男
保・衛課長 和泉 慶之
出納室長 九原 一幸
保育所長 吉原 一郎
小川 知身

教育委員会
委員長 神崎 始太郎
委員 小倉 堅爾
〃 鈴木 世志郎
〃 藤田 健二
〃 正 正
〃 沼崎 正
〃 石橋 包夫
〃 藤ヶ崎 政男

給食七所長 藤ヶ崎 政男
診療所 ほか職員一同
所長 ほか職員一同
村議会 議長 福智 栄
副議長 小更 実
総務常任委員会 秋山 千晴
委員長 秋山 千晴

経済常任委員会
委員長 桜井 信
副委員長 大野 豊彦
委員 雑賀 正幸
〃 内田 喜男
〃 細谷 武男
〃 加瀬 光司

議会事務局
秋山 茂
飯塚喜治夫

消 防 団
団長 神崎 寿雄
副団長 荒井比呂志
〃 藤本 勘次
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

〃 秋山 千晴
〃 秋山 一郎

山積する諸問題

公正な慎重審議で



議長

福 智 栄

謹

村民のみなさん、明けましておめでとうございます。
昭和五十三年の新春を迎えまして、河内村議会を代表して謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

私は、議長として、円滑な議会運営のため各議員の意見を十分に尊重し、議会運営の伸展と全村民の幸福増進を目ざし、堅実に歩みを続けるよう努力してきました。

お蔭をもちまして大過なく越年できましたことは、これ偏に村民各位のご支援とご協力の賜でありまして、心から感謝の意を表する次第です。

河内村も本年は合併発足以来二十周年を迎えました。成田新国際空港も三月三十日には開港されることに決定されました。静かだった河内村にも航空騒音が激しくのしかかってくるものと思われま

このような状況下における河内村は、教育優先の立場から、地域住民から強い要望のある教育施設の改善に重点をおかれ、先ず金江津中学校の防音改築、源清田小学校、同保育所、河内中学校の改築など学校環境の整備は本年も続けられるものと思ひます。

その他、村民の福祉向上を図る諸施策、診療所歯科医の問題、老人福祉センターの建設、道路及び下水道の整備、幼稚園児・保育所児の送迎問題等、行政需要は山積しております。

そして、これらの問題を推進してゆくには、国・県・公団等に強く要望し、助成措置を講じていただかねば解決することは困難であります。

更に、農業振興問題等については、本年は、減反問題、著作権問題などが大

きな課題となりましょう。連やかに土地改良事業を促進して暗き排水事業を推進しなければならぬと思ひます。

こうした住民各位の要望にこたえるためには、私も議会、関係機関と相まって最大の効果を得られるよう、議会活動を通じて懸命の努力をしなければならぬと、決意を新たにしている次第です。

多様化されている厳しい社会状況の中で、河内村の建設のために、私も議会とい

うか本年も、村政に対するみなさまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。共々皆様方のご多幸とご繁栄を心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつとします。

農業委員会

会長 小松崎清司
会長代理 仲山 仁
委員 栗山 喬
福田 一太郎
三浦農八郎
根本 起
恒沼 茂
小更 敏郎
田中 博
田中 彦七
糸川 由次
石山 源馬
島田佐喜雄
野沢 一男
中村源一郎
北口 高
石山 正男
古手 丈夫
石井 好文
委員 萩原 福守
本橋 本司

会長 藤崎 七郎
会長 水道運営審議会
会長 内田 喜男
特別報酬審議会
会長 沼崎 一夫
学校給食運営委員会
会長 福智 栄
公民運営審議会
会長 藤田 彦次

会長 福智 栄
会長 文化財調査委員会
会長 沼崎 一夫
総合開発審議会
会長 福智 栄
固定資産評価
審議委員会
会長 萩原 福守
本橋 本司

事務局長 石井 好文
委員 萩原 福守
本橋 本司

選挙管理委員会
委員 萩原 福守
本橋 本司

委員長 秋山 一
委員 松本正四郎
田々辺久碧
海保 親義
会長 野沢和太郎
社会福祉協議会
会長 杉山 貢

区長会
会長 榎本 昂一
会長 福智 栄
会長 福智 栄

民生委員会
会長 福智 栄
会長 福智 栄

総務
会長 福智 栄
会長 福智 栄

国保運営協議会
会長 福智 栄
会長 福智 栄

今年もよろしく

一般會計

3千5百50万6千円追加
総額 14億5千百30万円に

昭和52年第4回河内村議会定例会が12月15日から21日まで開かれ、昭和51年度各会計の決算認定、昭和52年度各会計の補正予算など、報告1件、認定1件、議案10件が審議され、それぞれ原案どおり可決された。

△議案第一号▽

特別職の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

選挙の投・開票管理者、同立会人の報酬の改正で、投・開票管理者 選挙長は月額5千円に、投・開票立会人、選挙立会人は月額4千円に改められた。

△議案第二号▽

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正

議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格「1千円以上」となっていたのを「3千円以上」に改められる。

△議案第三号▽

稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更
 養護老人ホームの設置及び

管理運営に関すること。という項目が加えられた。

△議案第四号▽

工事請負契約の変更
 給食センター廃水処理浄化槽工事の契約金2千44万円に8百50万円増額された。これは、地質調査の結果地盤軟弱のため、基礎工事に變更を生じたためのも。

△議案第五号▽

52年度一般会計予算の補正 3千5百50万6千円を追加し、総額では14億5千百30万円の予算となりました。

補正された主なものは
 総務費1千63万2千円（総務管理費9万5千円、戸籍住民登録費45万、統計調査費6万2千円）
 農林水産費4百60万5千円（農業振興費71万、農地費3百万円）

土木費6百47万5千円（土木管理費87万9千円、道路橋梁費4百59万6千円、排水工事及び道路拡幅、砕石合材代等）

消防費2百35万8千円（退職金員費1百92万5千円、防犯灯設置費33万3千円）
 教育費5百64万2千円（教育総務費88万5千円、小学校費3百27万7千円、幼稚園費13万、社会教育費27万4千円、保健体育費76万）
 公債費5百49万4千円（長期債繰上償還）などです。

これに見合う収入としては
 村税3千50万2千円（村民税8百50万円、固定資産税9百37万3千円、煙草消費税9百50万円、電気税3百12万9千円）
 地方交付税2百45万1千円（普通交付税）
 県支出金66万8千円
 諸収入1百92万5千円（消防団員退職報償金）
 などが見込まれています。

△議案第六号▽

52年度学校給食センター特別会計補正
 97万2千円を追加し、総額では1億4千百53万4千円となりました。
 補正されたのは総務管理費で、地質調査に用いる費用。

これには繰越金37万2千円と村債10万円（国庫支出金で50万円減額）で充当。

△議案第七号▽

簡易水道事業会計補正
 収益的収入支出の補正で、3百76万1千円を追加。これは受託工事の増によるもの。

△議案第八号▽

教育委員の任命について
 前任者荒井利純氏が退任されたので後任に鈴木世志郎氏（退下）を選任するため議会の同意を求めたもの。

△議案第九号▽

村道路線の認定について
 大字金江津字常巻7480番から大字金江津字広島645番地先まで1千44m（巾員3165m）を村道として認定した。

△議案第十号▽

職員給与に関する条例の一部改正
 人事院勧告による職員の給与及び手当等の改正です。

報告第一号

専決処分の承認を求めたもので、降ひよう被害農家への融資について金江津農協と契約した。

認定第一号

51年度各会計決算の認定
 別掲（5・6ページ）を参照してください。

2月5日は 参議院議員補欠選挙

棄権は危険……みんなそろって投票しよう!!

総額 18億2千7百28万1千560円

昭和51年度各会計決算

一般会計は13億2千8百99万5千292円

一般会計の主な歳入は地方交付税590,377,000円、村税208,452,090円、国庫支出金255,149,217円、県支出金361,069,780円、村債155,900,000円などで歳入の大半は国・県費に依存する状況です。

歳出の主なものは、教育費では長卒小の防音・改築費等248,358円、民生費の内扶助費258,289,250円（医療費）衛生費のうち国保会計への繰出金27,906円、土木費のうち村道工事代38,471,480円などが主なものです。

なお、款別には下表のとおりです。

会計別決算総括表

会 計 別	歳 入	歳 出	差 引
一 般 会 計	1409289990	1328995292	80294698
国民健康保険 (事業勘定)特別会計	360606395	322395332	38211063
国民健康保険 (施設勘定)特別会計	36564796	34738585	1826208
常総船橋(渡船) 事業特別会計	15092159	15063371	28788
農村地域工業導入 促進事業特別会計	29510784	29510784	0
河内村学校給食 センター特別会計	104275524	96578196	7697328
合 計	1955339645	1827281560	128058085

一 般 会 計

(歳入)

款	予 算 額	収 入 額
1. 村 税	195,510,000	208,452,090
2. 地 方 譲 与 税	30,599,000	31,468,000
3. 自動車取得税交付金	189,600,000	189,600,000
4. 地 方 交 付 税	590,377,000	590,377,000
5. 交通安全対策交付金	600,000	611,000
6. 分担金及び負担金	122,000,000	130,381,000
7. 使用料及び手数料	975,3000	1,063,0940
8. 国 庫 支 出 金	437,240,000	255,149,217
9. 県 支 出 金	352,500,000	361,069,780
10. 財 産 収 入	113,000	161,060
11. 寄 附 金	1,000	0
13. 繰 越 金	70,315,000	70,315,481
14. 諸 収 入	11,439,000	18,114,124
15. 村 債	22,290,000	155,900,000
才 入 合 計	1,634,916,000	1,409,289,990

(歳出)

款	予 算 額	支 出 額
1. 議 会 費	48,035,000	47,376,038
2. 総 務 費	307,374,000	300,124,856
3. 民 生 費	234,140,000	178,528,691
4. 衛 生 費	861,250,000	833,431,360
6. 農 林 水 産 費	876,370,000	815,159,300
7. 商 工 費	137,600,000	133,900,000
8. 土 木 費	843,210,000	809,805,520
9. 消 防 費	21,035,000	20,746,172
10. 教 育 費	703,510,000	478,134,897
12. 公 債 費	603,050,000	569,148,400
14. 予 備 費	105,800,000	0
才 出 合 計	1,634,916,000	1,328,995,292

特別会計

水道会計

簡易水道特別会計について

は、複式簿記を採用している関係上、ばう大な紙面を必要とするため省略させていただきます。ご了承ください。

国保特別会計（事業会計）

（才入）

款	予算額	収入額
1. 国民健康保険税	141,964,000	139,176,673
2. 使用料及び手数料	12,000	14,830
3. 国庫支出金	195,412,000	195,602,990
4. 県支出金	342,000	614,375
5. 繰入金	620,600	620,600
6. 繰越金	11,130,000	18,697,247
7. 諸収入	158,000	29,4080
才入合計	355,224,000	360,606,395

（才出）

款	予算額	支出額
1. 総務費	178,053,600	16,579,881
2. 保険給付費	330,414,509	302,395,171
3. 保健施設費	35,920,000	340,2680
4. 諸支出金	24,000	17,600
5. 予備費	338,8131	0
支出合計	355,224,000	322,395,332

（才入）

款	予算額	支出額
1. 船橋船橋費	150,920,000	150,630,71
才出合計	150,920,000	150,630,71

国保特別会計（施設勘定）

（才入）

款	予算額	収入額
1. 診療収入	23,537,000	19,430,429
2. 使用料及び手数料	96,000	50,000
5. 繰入金	16,700,000	16,700,000
6. 繰越金	10,000	25,217
7. 諸収入	120,000	35,9147
才入合計	40,463,000	36,564,793

（才出）

款	予算額	支出額
1. 総務費	31,338,000	28,145,825
2. 医業費	8,925,000	65,927,60
3. 予備費	200,000	0
才出合計	40,463,000	34,738,585

船橋会計

（才入）

款	予算額	収入額
1. 県支出金	11,758,000	11,758,000
2. 繰越金	321,3000	321,3000
3. 繰入金	121,000	121,159
才入合計	150,920,000	150,921,159

農工導入促進会計

款	予算額	収入額
1. 開発費	5,944,000	5,933,743
2. 公債費	23,572,000	23,571,041
3. 予備費	0	0
歳出合計	29,516,000	29,514,784

学校給食センター会計

（才入）

款	予算額	収入額
1. 村債	0	0
2. 財産収入	5,000	0
3. 繰入金	28,391,000	28,390,361
5. 繰越金	1,120,000	1,120,423
歳入合計	29,516,000	29,510,784

款	予算額	収入額
1. 繰入金	51,184,000	51,184,000
2. 繰越金	3,306,000	4,883,439
3. 諸収入	48,020,000	47,808,085
4. 国庫支出金	400,000	400,000
歳入合計	102,910,000	104,275,524

（才出）

款	予算額	支出額
1. 総務費	5,271,3400	51,266,576
2. 給食費	50,175,000	45,311,620
3. 予備費	21,600	0
歳出合計	102,910,000	96,578,196

遺族に特別弔慰金

申請は3月21日まで

戦没者等の遺族に「特別弔慰金」が支給されていますが、昭和五

十三年三月二十一日(昭和三十二年三月二十一日)に請求し

ない時効によりその権利がなくなっています。

まだ請求のすんでいない方は早急に請求の手續きをなされる

ようお知らせします。

改選された

民生委員

昨年十二月一日付で本村の民生委員が改選され、下記の方が厚生大臣及び県知事から委嘱任命されました。

民生委員の仕事は、生活保護、児童福祉、母子福祉、老人福祉など、社会福祉行政全般の悩みごとや心配ごとを聞いて、調査、相談、指導し、社会福祉の増進をはかることを任務としております。

死亡した者を含むで、法定の弔慰金(五万円又は三万円の記名国債)を受給した遺族。

ただし、昭和五十年四月一日現在において、恩給法による公務扶助料、遺族援護法による遺族年金、遺族給与金等を受けている者がいる遺族は受給できません。

(3) 日華事変(昭和十二年七月七日から十六年十二月七日まで)で受傷又は病し、その期間内に戦死、戦傷病死などした者の遺族。

ただし、(前項ただし書きに同じ)

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

死亡した者を含むで、法定の弔慰金(五万円又は三万円の記名国債)を受給した遺族。

ただし、昭和五十年四月一日現在において、恩給法による公務扶助料、遺族援護法による遺族年金、遺族給与金等を受けている者がいる遺族は受給できません。

(3) 日華事変(昭和十二年七月七日から十六年十二月七日まで)で受傷又は病し、その期間内に戦死、戦傷病死などした者の遺族。

ただし、(前項ただし書きに同じ)

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

遺族の相談人として受給した者は今回は受給できません。

昭和十六年十二月八日以後に

(1) 戦没者等の配偶者。
(2) 戦没者等の父母。
(3) 戦没者等の子、孫、祖父母、兄弟姉妹。

(4) 前記(1)、(2)、(3)にかかげる遺族がいらないため、遺族援護法に定める弔慰金の受給権を取得した者。

この順位により昭和五十年

おすみですか

年金受給者現況届

国民年金の老齢年金、通算老齢年金を受給している人は「国民年金受給者現況届」を毎年二月十五日までに提出することになっています。

年金の支払は、年一回(通算老齢年金は年二回)の各支払期ごとに、みなさんが指定した金融機関または郵便局を通じて自動的に行なわれております。

このため、今後も引き続いて年金の支払をするためにはみなさんの現況を確認しなければなりません。

現況届の用紙(はがき)は一月中旬までに社会保険庁からみなさんのところへ直接送られますので、用紙が届きましたら必要事項を記入し、村長の証明を受け、切手をは

四月一日現在で先順位にある者一人だけが請求できます。ただし、これらの人が遺族以外の者の養子となったり、婚姻により氏を改めたときなどは請求できません。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。

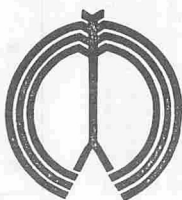
役場住民課までおたづねください。

役場住民課までおたづねください。



村章決る

先に募集いたしました「村章」の図案について、十名の方から十九点の応募があり、昨年末に審査会を開き厳正な審査の結果、次のとおり決定



審査結果
入選 山口竜四郎(中金)
佳作 久松 正巳(土金)
坂原 幸夫(手栗)

村章

73万3千円集る
歳末たすけあい

区 分	金 額
被保護世帯者	62,000円
被保護者	78,000
長期入院患者	60,000
施設入所者	57,000
交通遺児	50,000
ねたきり老人	95,000
独居老人	70,000
重度心身障害者	157,500
福祉施設	38,000
残金66,500円は、翌年度のたすけあい運動資金へ	

稲の花を中心として、円形(和を意味する)にデザインし、村の協調と発展を表わしています。同時に文字図案(川内と表現)をも組み込んでいます。

★所得税

申告は早めに

所得税・贈与税

昭和五十二年分の所得税の確定申告と納税の時期が近づいています。

期間は二月十六日から三月十五日までです。締切り間近になり、税金、税務署が大変混雑し、待ち時間が多くなります。からお早めに申告を済ませてください。

★贈与税

贈与税は、一月から十二月までの一年間に、六十万円を越える財産を個人からもらった人にかかる税金です。親などから財産(預金、株券、土地、建物など)をもらったときなど、つい、うっかり忘れがちです。ご注意ください。

贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。から、該当される方はお早めに申告をお願いします。なお、次のようなものには贈与税はかかりません。

- (1) 法人からもらった財産(ただし所得税がかかる)
- (2) 親などから必要のもの
- (3) 日常生活費や教育費
- (4) 社交上の香典や贈答品などで常識的な範囲のもの。(電ケ崎税務署)

自衛官募集

- 若人の職場：自衛官 満十八才〜二十五才未満の日本の男子ならだれにもなれます。
- 毎日受付〜毎日入隊
- 特別職国家公務員として保陣された身分と給与
- 実質給与11万2千5百円
- ボーナス 5ヶ月分
- 職域により各種に及ぶ優れた技術の修得。
- 車輜、通信、航空、船舶等
- 努力で幹部への昇進も。

電話は上手に③



ベルが鳴ったらずぐ出て名乗りましょう
大切なお客様は忙しい中で

呼んでいるのかも知れませんが、メモとエンピツはいつも電話機のそばに。

こみいった事、大切なことは必ずメモしましょう。

言葉はていねいに、はっきりと話しましょう。

あなたの言葉づかいによって、相手の気持ちもよくなります。

受話機は相手が切ったから静かにおきましょう。乱暴においた音は相手に大きな不快音となつて、悪い印象を与えます。

おわびして訂正します
前号(No.一二号)の一角金小防音改築工事の工事費において、誤りがありましたのでおわびして次のように訂正いたします。

事業費三九一、二五二千元は三一八、六〇八千円の誤りで、財源内訳は、国庫補助金二、三〇〇、九三十四千円、村債九一、二〇〇千円(内訳：簡保積立金からの還元融資五五、二〇〇千円、常銀からの融資が一四、七〇〇千円、県の振興資金からの融資が二一、三〇〇千円)、一般財源六、四七四千円となります。